

求人者・求職者の皆さまへ

事業所名 Man to Man Animo 株式会社 許可番号 (23-ユ-301631)

当社の職業紹介サービスをご利用いただくにあたり、職業安定法第32条の13及び同法施行規則第24条の5に基づき明示すべき事項（取扱職種の範囲等、手数料、苦情の処理、個人情報の取扱い、返戻金制度）並びにサービスのご利用に関する事項を、以下のとおり明示します。本書の手数料表及び返戻金制度は、当社の「業務の運営に関する規程」に定める手数料表及び返戻金制度を兼ねるものです。

●取扱職種の範囲等

・職種は 全職種（港湾運送業務・建設業務を除く） ・地域は 国内全地域

●手数料に関する事項

・求人者から徴収する手数料については下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0円（徴収いたしません）
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬（採用が決定した時点で発生） （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 理論年収の30% （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 理論年収の30% ※理論年収：初年度の年間支給見込額をいい、基本給及び毎月定額の手当（固定残業手当を含む）の12ヶ月分に前年実績より算出した賞与を加えた額です。通勤手当及び実績に応じて変動する手当（時間外・休日・深夜勤務手当、精皆勤手当等）は含みません。 手数料負担者は 求人者 とします。
求人者の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 （ご契約企業様への受け入れ態勢構築のための研修）	無償（手数料は徴収いたしません） ※本サービスを有償とする場合は、あらかじめ手数料の額及び負担者を改定のうえ、書面にて明示します。

・求職者からは手数料は一切徴収いたしません。

●苦情の処理に関する事項

- ・求職者・求人者からの苦情の申出を受け、及び苦情の処理に当たった都度記録すること等により、適切かつ迅速に対応を図ります。
- ・苦情に対応した場合には、守秘義務等に配慮をした上で、苦情を申し出た者に対して、適切に結果についての報告等を行います。
- ・その他関係法令に照らし違法又は不法内容を含む苦情等、専門的な相談援助を必要とする苦情については、関係行政機関等との連携の下に適切かつ迅速に対応します。

苦情申出先： 職業紹介責任者 梅村 美紀 連絡先：052-253-8722

●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

・当事業所の「個人情報適正管理規程」は次のとおりです。

- 第1条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、職業紹介サービスに携わる従業者（正社員、契約社員、アルバイト）及び事務業務の委託処理に携わる従業者（正社員、契約社員、アルバイト）とする。但し、災害時の安否確認など、生命や財産の危機に瀕する状況が発生した場合は、職業紹介責任者の管理下で規定の範囲を超えた従業者に取り扱わせることがある。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者 梅村美紀とする。
- 第2条 職業紹介責任者は、第1条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報の取扱いに関する教育・指導を年1回実施する。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
- 第3条 個人情報に関して、当該情報に係る本人からの開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づく訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があった場合、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
- 第4条 個人情報に関して、当該情報に係る本人から苦情の申出があった場合は、苦情処理担当者が誠意を持って適切な処理をするものとする。なお、個人情報に係る苦情処理担当者は、職業紹介責任者 梅村美紀とする。
- 第5条 収集した個人情報は、次の目的の範囲内で利用する。
 - (1) 職業紹介において、求職者が応募を希望する求人者に応募情報を提供するため
 - (2) 就職機会の開拓のため、求人者の有無にかかわらず、求人企業となり得る企業に対し、求職者情報（プロフィール）を提示・提供するため。提示にあたっては、原則として求職者を直接特定できないよう加工した情報を用い、選考が進む段階で必要な範囲の情報を追加で提供する。
 - (3) 求人開拓のため、Man to Man グループ各社に提供するため
 - (4) 求職者の希望や経歴に合う求人を個別に案内するため
- 第6条 上記の情報提供には、障害の種類・等級・必要な配慮に関する情報など、個人情報保護法上の「要配慮個人情報」を含むことがある。当社は、求職者本人の同意に基づき、これらの情報を求人企業等へ提供する。提供する情報は紹介及び就職機会の開拓の目的に必要な範囲に限定し、第三者へ提供した記録を法令に従い保管する。

●返戻金制度に関する事項

・当事業所は返戻金制度を設けています。当社の紹介により就職した者が入社後6ヶ月未満に本人の都合により退職した場合（求人者の責めに帰すべき事由による退職を除く）、受領した紹介手数料のうち次に定める金額を求人者に返還します。

退職時期（入社日起算）	返還額
1ヶ月未満	紹介手数料の80%
1ヶ月以上3ヶ月未満	紹介手数料の50%
3ヶ月以上6ヶ月未満	紹介手数料の20%

・返還金は、退職日の属する月の翌月末日までに、求人者が指定する金融機関口座へ振り込みます（振込手数料は当社負担）。

・ただし、紹介予定派遣の場合、及び派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

●サービスのご利用に関する事項（求人者の皆さまへ）

1. 求人者は、本サービスに係る求人票の作成において、必要となる情報を当社へ提供します。
2. 当社は、求人者が事前に開示・公開を希望しない場合を除き、求人票に記載した内容及び一般的に公開されている求人者の企業情報等をウェブサイト、求人情報誌等で開示・公開することがあります。
3. 求人者は、当社から紹介する求職者の情報を厳重かつ適正に管理し、求職者の同意なく第三者へ開示・提示しないものとします。
4. 求人者及び当社は、本サービスの利用で知り得た情報について厳重かつ適切に管理し、相手方の同意なく第三者へ開示・提供しないものとします。
5. 当社の紹介以前に、求人者が他の紹介事業者からの紹介又は自らの採用活動により当該求職者の応募又は接触を受けていたことが合理的に確認できる場合は、当該求職者について紹介手数料は発生しません。この場合、求人者は速やかに当社へ通知するものとします。
6. 求人者は、当社が紹介した求職者に対し、当社を介さずに雇用を目的とした接触、勧誘又は採用活動を行わないものとします。
7. 求人者が求職者の採用を確定した場合は、速やかにその旨を当社へ連絡します。
8. 本書に記載の事項は、求人者が本書の内容を確認のうえ申し込んだ求人申込書（人材紹介サービス利用申込書）が成立した時点より効力を生じます。有料職業紹介基本契約書を締結している場合は、同契約書の定めによります。

●企業情報の取扱いに関する事項（求職者の皆さまへ）

・求職者の皆さまへご提示する企業情報（仕事内容・雇用条件等）は機密事項となりますので、第三者への口外はお控えください。また、機密事項が記された書類は厳重に保管をお願いします。

※本書は、職業安定法第32条の13及び同法施行規則第24条の5に基づく取扱職種の種類等の明示です。

令和8年10月1日施行